

事務連絡
平成30年4月11日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 殿

国土交通省土地・建設産業局
不動産課不動産指導室

「疑わしい取引の届出における入力要領」の改訂に伴う
特定事業者への周知について

特定事業者が行う疑わしい取引の届出における届出書の作成要領については、警察庁から「疑わしい取引の届出における入力要領・二訂版（平成28年9月1日改訂）」が示されているところですが、今回全般的に内容を見直し、「疑わしい取引の届出における入力要領・三訂版」を作成したとの通知が来ましたので、貴団体会員に対し周知願います。

なお、改訂後の入力要領については、警察庁（犯罪対策移転防止対策室）のホームページ（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>）に掲載しています。

※入力等におけるご質問につきましては、添付の「疑わしい取引の届出における入力要領 三訂版」のP37をご覧ください。

国土交通省土地・建設産業局
不動産課 不動産指導室
専門調査官 秋田
〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線25-130)
Fax : 03-5253-1557
E-Mail : akita-t2gc@mlit.go.jp

平成30年3月29日

関係省庁担当課室長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課
犯罪収益移転防止対策室長

「疑わしい取引の届出における入力要領」の改訂に伴う特定事業者への周知について（依頼）

特定事業者が行う疑わしい取引の届出における届出書の作成要領については、当庁から「疑わしい取引の届出における入力要領・二訂版（平成28年9月1日改訂）」を示しているところですが、全般的に内容を見直し、「疑わしい取引の届出における入力要領・三訂版」を作成しましたので、貴庁所管の特定事業者に対し周知願います。

なお、改訂後の入力要領については、警察庁（犯罪収益移転防止対策室）のホームページ（<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>）に掲載しています。

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室
電話 03-3581-0141

（担当者）田村警視（内線 722-530）

出村警部（内線 722-531）